

(第36期定時株主総会招集ご通知添付書類)

監 査 報 告 書

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書 (謄本)

連結計算書類に係る監査委員会監査報告書 (謄本)

会計監査人監査報告書 (謄本)

監査委員会監査報告書 (謄本)

ア ル ゼ 株 式 会 社

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

平成21年6月8日

アルゼ株式会社
取締役会 御中

監査法人五大

指 定 社 員 公認会計士 高 木 勇 三 ㊤
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 齊 藤 栄 太 郎 ㊤
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アルゼ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アルゼ株式会社及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項の変更に関する注記に、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号）の適用に関する事項が記載されている。
2. 重要な後発事象に関する注記に、持分法適用関連会社であるWynn Resorts, Limitedにおける新株発行並びに会社による、連結子会社であるアルゼマーケティングジャパン株式会社の吸収合併に関する事項が記載されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査委員会監査報告書（謄本）

連結計算書類に係る監査報告書

当監査委員会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第36期事業年度における連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、その定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について執行役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類につき検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人監査法人五大の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年6月9日

アルゼ株式会社 監査委員会

監査委員長 澤田宏之 ㊞

監査委員 北畠光弘 ㊞

監査委員 岡田知裕 ㊞

監査委員 大塚直子 ㊞

(注) 監査委員澤田宏之、北畠光弘及び大塚直子は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります

会計監査人監査報告書（謄本）

独立監査人の監査報告書

平成21年6月8日

アルゼ株式会社
取締役会 御中

監査法人五大

指定社員 公認会計士 高木 勇三 ㊞
業務執行社員
指定社員 公認会計士 齊藤 栄太郎 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アルゼ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第36期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示していると認める。

追記情報

1. 会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、会社は当事業年度より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号）を適用した。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成21年4月27日開催の取締役会決議に基づき、平成21年6月1日付けで連結子会社であるアルゼマーケティングジャパン株式会社を吸収合併した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査委員会監査報告書（謄本）

監 査 報 告 書

当監査委員会は、平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第36期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について監視及び検証し、かつ、監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と関係の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。子会社については、子会社の取締役、監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びそれらの附属明細書につき検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人五大の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成21年6月9日

アルゼ株式会社 監査委員会

監査委員長 澤田宏之 ㊟

監査委員 北畠光弘 ㊟

監査委員 岡田知裕 ㊟

監査委員 大塚直子 ㊟

(注) 監査委員澤田宏之、北畠光弘及び大塚直子は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役であります

以上